

(仮称) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業 特定事業の選定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき、(仮称) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定における客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 1 日

神戸市長 久元 喜造

---

---

## 「(仮称) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業」の特定事業の選定について

### 第1 事業概要

#### 1 事業名

(仮称) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業 (以下「本事業」という。)

#### 2 事業に供される公共施設の種類

学校給食センター

#### 3 公共施設等の管理者の名称

神戸市長 久元 喜造

#### 4 事業の目的

神戸市 (以下「市」という。) では、生徒や保護者のニーズを踏まえ、全員喫食制の温かい中学校給食への移行に向けて、令和3年9月14日に策定した「中学校給食の全員喫食制への移行に向けた基本方針」に基づき、2か所の学校給食センターを整備することとし、令和4年1月12日に「神戸市学校給食センター整備計画」を策定した。

本事業は、「神戸市学校給食センター整備計画」において整備することとした2か所の学校給食センターのうち、(仮称) 神戸市西部学校給食センター (以下「本件施設」という。) の整備・運営を行い、安全安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。) に基づく事業手法の導入を図る。

#### 5 事業の概要

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

##### (1) 設計・建設業務

- ① 事前調査業務
- ② 設計業務
- ③ 建設業務
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 調理設備調達業務
- ⑥ 調理備品調達業務
- ⑦ 食器・食缶等調達業務
- ⑧ 事務備品調達業務
- ⑨ 近隣対応・周辺対策業務
- ⑩ 各種許認可申請等の手続業務
- ⑪ 中間・竣工検査及び引き渡し業務
- ⑫ その他これらを実施する上で必要な関連業務

---

(2) 開業準備業務

- ①各種設備・備品等の試運転
- ②什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- ③各種マニュアルの作成
- ④開業準備期間中の施設の維持管理
- ⑤本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- ⑥従業員等の研修
- ⑦調理リハーサル
- ⑧配送リハーサル
- ⑨給食提供訓練業務
- ⑩試食会の開催支援
- ⑪事業説明資料の作成
- ⑫映像紹介資料の作成
- ⑬その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

- ①建築物保守管理業務
- ②建築設備保守管理業務
- ③外構等保守管理業務
- ④調理設備保守管理業務
- ⑤事務備品保守管理業務
- ⑥清掃業務
- ⑦警備業務
- ⑧長期修繕計画作成業務
- ⑨その他これらを実施する上で必要な関連業務

(4) 運營業務

- ①食品検収・保管業務
  - ②調理業務
  - ③配送・回収業務
  - ④洗浄・消毒等業務
  - ⑤配膳業務
  - ⑥廃棄物処理業務
  - ⑦運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
  - ⑧配送車維持管理業務
  - ⑨衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
  - ⑩食育推進促進業務
  - ⑪広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
  - ⑫その他これらを実施する上で必要な関連業務
-

---

## 6 事業内容

### (1) 施設概要

- ①事業用地 神戸市垂水区狩口台3丁目1-3
- ②敷地面積 6,140 m<sup>2</sup>  
(うち、本件施設設置可能範囲:5,178 m<sup>2</sup>、共用地:761 m<sup>2</sup>、本件施設設置不可範囲201 m<sup>2</sup>)
- ③供給能力 1日当たり最大9,000食
- ④対象中学 中学校19校(なお、市は配送校を変更するための協議を事業者を求める場合がある。その際には事業者は協議に応じ、対応について検討すること。)

### (2) 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が、市所有の土地に事業者自らが本件施設を設計及び建設し、完工後は市に本件施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る本件施設等の維持管理業務及び運営等業務を実施するBT0(Build Transfer Operate)方式とする。

### (3) 事業期間

事業期間は、以下のとおりとする。

- ①事業契約締結 令和4年12月
- ②設計・建設期間 令和4年12月～令和6年10月(23か月間)
- ③本件施設の所有権移転 令和6年10月
- ④開業準備期間 令和6年11月～令和6年12月(2か月間)
- ⑤維持管理・運営期間 令和7年1月～令和21年7月(14年7か月間)

---

## 第2 本事業を市自らが実施する場合とPFI方式により事業者が実施する場合の評価

### 1 特定事業の選定基準

本事業をPFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること及び市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

### 2 評価の方法

#### (1) 定量的評価

市の財政負担見込額の算定にあたっては、本事業を実施する事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

#### (2) 定性的評価

上記の定量的評価に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準について、定性的な評価を行った。

### 3 定量的評価（市財政負担額の縮減）

#### (1) 算定にあたっての前提条件

本事業において、市自らが実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

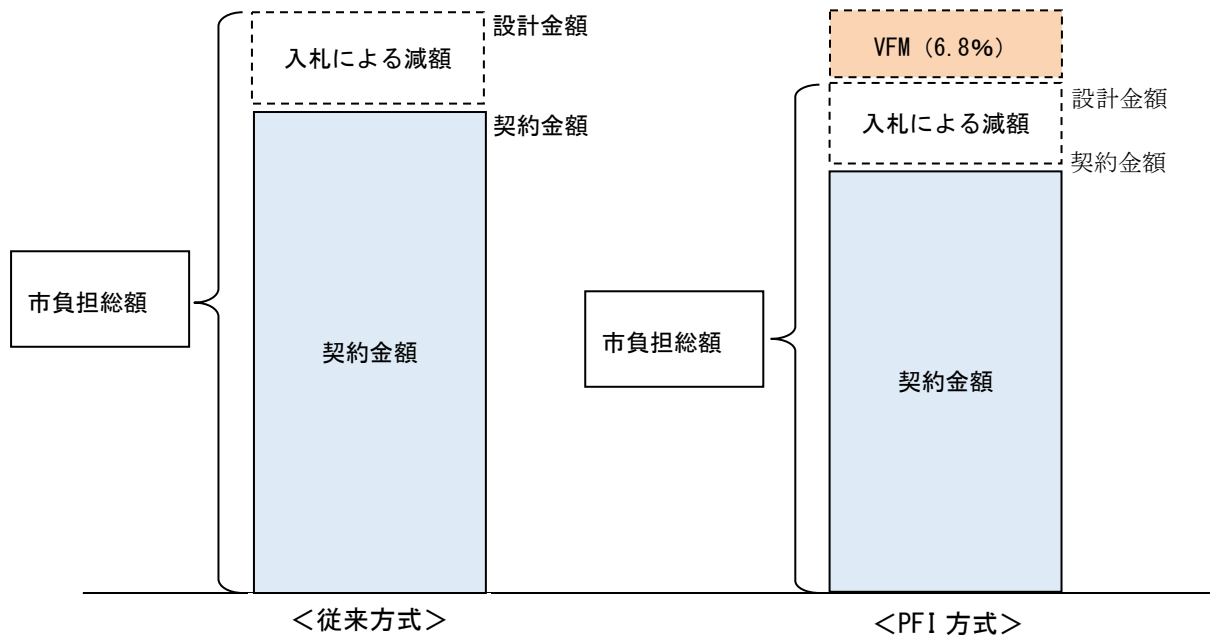
なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表 市の財政負担額算定の前提条件

項目	市自らが実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設整備費</li> <li>②開業準備費</li> <li>③維持管理費</li> <li>④運営費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設整備費</li> <li>②開業準備費</li> <li>③維持管理費</li> <li>④運営費</li> <li>⑤SPC 管理運営費</li> <li>⑥アドバイザー費</li> <li>⑦モニタリング費</li> <li>⑧公租公課</li> </ul>
共通の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業期間 16 年 8 か月 (設計・建設・開業準備期間 2 年 1 か月、維持管理・運営期間 14 年 7 か月)</li> <li>②敷地面積 6,140 m<sup>2</sup> (うち、本件施設設置可能範囲：5,178 m<sup>2</sup>、共用地：761 m<sup>2</sup>、本件施設設置不可範囲 201 m<sup>2</sup>)</li> <li>③供給能力 9,000 食/日</li> <li>④割引率 0.258%</li> </ul>	
資金調達に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国庫補助金</li> <li>②起債 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育施設等整備事業債 起債充当率 90% 償還年数 15 年</li> <li>・一般単独事業債 起債充当率 75% 償還年数 15 年</li> </ul> </li> <li>③一般財源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国庫補助金</li> <li>②起債 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育施設等整備事業債 起債充当率 90% 償還年数 15 年</li> <li>・一般単独事業債 起債充当率 75% 償還年数 15 年</li> </ul> </li> <li>③市中銀行借入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・償還年数 15 年 固定金利</li> </ul> </li> <li>④資本金</li> <li>⑤一般財源</li> </ul>
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定	市が直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定

## (2) 算定結果

上記「表 市の財政負担額算定の前提条件」に基づく市の財政負担額について、市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合を比較した結果、6.8%程度の財政負担額の削減効果が認められた。



VFM イメージ図

## 4 定性的評価（公共サービスの水準の向上）

本事業を PFI 事業により実施する場合、性能発注とすることにより、必要なサービス水準以上であれば、それを提供する上での手法（仕様）は問わないため、事業者が自ら得意な分野の技術などを最大限活用した提案が可能となり、より質の高い公共サービスを提供することができる。

また、金融機関が運営状況についてモニタリングを実施することにより、一層の事業の安定性や監視機能の向上が図られることが期待できる。

さらに、PFI 方式では施設整備と維持管理・運営を一括で契約することにより、維持管理・運営を考慮した施設整備や早めの開業準備等の着手が可能となり、供用開始時からのスムーズな運営がなされることも期待できる。

## 5 総合的評価

上記の定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業を PFI 事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を 6.8%程度削減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上を期待することができるため、本事業を PFI 事業として実施することが適当と評価する。